

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆国際貨物輸送代理サービスに係る増値税問題の公告（国家税務総局公告，2014年第42号，2014年7月4日發布，2014年9月1日施行）

一、当該公告が交付された背景は？

《財政部 国家税務総局 鉄道輸送業と郵政業を営業税から増値税への改革の試行に組み入れることに関する通知》（財税〔2013〕106号）では、国際貨物輸送代理サービスの免税範囲は、国際運送会社と直接の業務関係にある代理段階に限定されていた。同政策の実施後、我々は、各方面からの報告に接し、いわく、同通知により免税措置が適用される範囲が狭いため、後続する段階が当該税収の優遇を受けることができず、間接的に提供する国際貨物輸送代理サービスの納税者負担が増しているとのことであった。当該問題を解決するために、我々は、本公告を發布し、試行納税者が間接的に提供する国際貨物輸送代理サービスの増値税に関する問題について

明確にすることとした。

二、間接的に提供する国際貨物輸送代理サービスが、増値税免税の範囲に含まれるか？

試行地の納税者が代理人を通じて、間接的に委託者に代わり貨物の国際輸送を取り扱い、または、国際輸送の運送機器の輸出入、水先案内及び接岸、積卸の手配・連絡等、貨物及び船舶の代理業務の手續に従事する場合は、関連規定に従い、増値税が免除となる。

試行地の納税者は、国際貨物輸送代理サービスを提供し、委託者より受け取る全ての代理サービスの収入、及び他の代理人に支払う全ての代理費用について、金融機構を通して決済しなければ、免税措置の適用はできない。

☆居住者企業による国外投資及び所得情報の報告に関する公告（国家税務総局公告，2014年第38号，2014年6月30日發布，2014年9月1日施行）

《中華人民共和国企業所得税》の規定に準拠し、居住者企業は、中国国内源泉所得及び国外源泉所得について企業所得税を納付しなければならない。現行の企業所得税法が2008年に施行されて以来、税務機関は関連する申告様式や資料提供等に関する手續規定を整備しており、これらは納税者が税法を遵守するための一定の積極的役割を果たしてきた。もっとも、規定が体系的でなく、かつ詳細さに欠くために税法を適切に遵守するにはまだ不十分であるという反応もあった。本公告の趣旨は、居住者企業による国外投資及び所得情報の報告内容及び報告方式を規範化する事にある。以下、主な内容を解説する。

一、公告はどのような状況に適用されるか？

公告は以下の二つの状況に適用される。一つは、居住者企業が規定上の国外投資を行うか、もしくは国外所得を取得した場合である。もう一つの状況は、非居住者企業が、中国国内にある機構・場所に帰属する国外所得を取得した場合である。

二、どのような基準で公告第一条に規定する国外株式投資の取得または処分が発生したと判断するか？

国外株式投資の取得または処分の時期及び数量は、中国会計基準に準拠して判断する。

三、公告第一条の規定による間接持分比率を計算する際に階層の制限はあるか？ また、間接持分比率の計算方法は？

公告第一条に規定する間接持分比率について階層の制限はなく、どのような階層構造であっても、公告第一条に規定の間接持分比率に含む必要がある。公告第一条に規定する間接持分比率の計算は、《特別納税調整実施弁法（試行）》第七十七条第二項規定に準拠して行う。

四、居住者企業が《被支配外国企業情報報告表》の提出を要する状況とは？

居住者企業に以下の状況が発生した場合、当該居住者企業は、《被支配外国企業情報報告表》を提出する必要がある。

(一) 居住者企業が、企業所得税法第四十五条規定に従って、被支配外国企業の未分配利益のうち、当該居住者企業の所有となるべき部分について当期の所得として認識した場合。

(二) 居住者企業からの投資を受ける外国企業が以下のいずれかに該当するために、被支配外国企業の未分配利益のうち当該居住者企業の所有となるべき部分を居住者企業の所得として認識する必要がない場合

✓当該外国企業が、国家税務総局の指定する非低税率国（地区）に設立されている場合

✓外国企業の所得が主に積極経営活動の結果として取得されている場合

✓外国企業の年間利益総額が500万元に満たない場合

五、居住者企業が公告第二条第二項に準拠して財務諸表を作成する際に、国際会計基準（IFRS）に従って作成する事はできるか？

公告第二条第二項により提出される財務諸表は、中国会計基準に準拠して作成される必要がある。居住者企業がIFRSもしくは他国の会計基準に従って財務諸表を作成している場合、これらが中国会計基準に準拠したものとなるよう、合理的な調整を行った後に税務機関に提出する必要がある。

六、主管税務機関が公告第三条の規定に準拠して居住者企業に国外所得関連情報の報告を求める際、どのように報告期限を決定するか？ また、税務機関の決定した期限内に関連状況を報告することが困難な場合、居住者企業は如何に対応するか？

税務機関は、税収リスクの種類及び大きさ、情報の出所及び情報量等の実情を斟酌して報告期限を決定する。居住者企業は税務機関の決定した期限を遵

守する事が困難な場合、公告第四条規定に従って報告期限の延長を申請する事ができる。

七、主管税務機関は居住者企業による国外投資及び所得関連情報の受理を拒否することはできるか？

報告情報に対する居住者企業の責任は？

主管税務機関は納税者の提出した各種報告を適時に受理しなければならない。報告内容に不備がある事が明らかな場合を除き、納税者による報告の受理を拒否する事はできない。ただし、主管税務機関が納税者の各種報告を受理することは、当該報告内容について主管税務機関が許可を与えたという事を意味するものではなく、納税者は、情報の真実性、完全性及び正確性の全てについて責任を負うものである。

八、公告執行日以前に発生した情報のうち、公告に従って報告しなければならないものにどのようなものがあるか？

公告執行日以前に発生した情報のうち、以下の二つは、公告が適用される。

一つは、執行日以後の情報と関連する情報である。例えば、数年前に締結された外国向け貸付契約に従って企業が当年に国外から利子所得を得る場合、税務機関は納税者に対して、公告第三条に従って過年度に締結された貸付契約書および契約交渉情報を求める事ができる。

もう一つは、以前の年度に発生した情報ではあるが執行日以降の事業年度に関連する情報である。情報には、累積的または振替・繰越的な性質があるものがあり、当年度の情報自体に以前の年度の情報を含むものがある。例えば、前期末資産及び負債、繰越欠損金、税額控除残高等がこれにあたる。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が發布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

Topics